

令和元年第3回定例市議会議案

岸和田市

## 令和元年第3回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第13号	専決処分の報告について	P. 1
報告第14号	平成30年度岸和田市継続費精算報告書の報告について	P. 9
報告第15号	平成30年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について	P. 13
報告第16号	平成30年度岸和田市健全化判断比率の報告について	P. 17
報告第17号	平成30年度岸和田市資金不足比率の報告について	P. 19
認定第1号	平成30年度岸和田市決算認定を求めるについて (一般会計及び各特別会計)	別 冊
認定第2号	平成30年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第3号	平成30年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第4号	平成30年度岸和田市病院事業会計決算認定を求めるについて	〃
議案第57号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	別途送付
議案第58号	会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	P. 21
議案第59号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	P. 37
議案第60号	一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正について	P. 43
議案第61号	岸和田市立福祉総合センター条例等の一部改正について	P. 47
議案第62号	岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する条例及び岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正等について	P. 59

議案番号	件名	備考・頁
議案第63号	岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	P. 63
議案第64号	岸和田市立男女共同参画センター条例の一部改正について	P. 67
議案第65号	岸和田市立文化会館条例の一部改正について	P. 71
議案第66号	岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について	P. 75
議案第67号	岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正について	P. 79
議案第68号	岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例及び岸和田市下水道条例の一部改正について	P. 83
議案第69号	岸和田市上水道事業給水条例の一部改正について	P. 87
議案第70号	令和元年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）	P. 91
議案第71号	令和元年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）	P. 97
議案第72号	令和元年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	P. 101
議案第73号	令和元年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第1号）	P. 105
議案第74号	令和元年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）	P. 107
議案第75号	平成30年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	P. 109
議案第76号	公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて	別途送付

## 報告第13号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永野耕平

## 専決処分第13号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年6月5日処分

岸和田市長 永野耕平

### 記

損害賠償の発生原因	金額	備考
コンテナボックス飛散による自動車破損事故	348,931円 (車両修繕費)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

## 専決処分第14号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年6月5日処分

岸和田市長 永野耕平

### 記

損害賠償の発生原因	金額	備考
日除けポート飛散による家屋破損事故	343,042円 (家屋修繕費等)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

## 専決処分第15号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和元年6月25日処分

岸和田市長 永野耕平

### 記

損害賠償の発生原因	金額	備考
収集作業中における 自動車破損事故	165,231円 (車両修繕費等)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、 個人情報に関する内容は原則として 非公開としています。

報告第14号

平成30年度岸和田市継続費精算報告書の  
報告について

平成30年度で継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

平成30年度岸和田市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年	全 体 計 画					実 績					比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 との差	左 の 財 源 内 訳				一般財源		
					特 定 財 源					一般財源	特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源					
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他			国庫支出金	府支出金	地方債			その他	国庫支出金	府支出金		地方債	その他
03	02	民間保育所施設整備支援事業	29	円 99,944,000	円 82,006,000	円	円 14,300,000	円 3,583,000	円 55,000	円 99,944,000	円 82,006,000	円	円 14,300,000	円	円 3,638,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,583,000	円 △3,583,000
			30	円 154,802,000	円 127,018,000		円 22,200,000	円 5,408,000	円 176,000	円 149,620,000	円 127,018,000		円 22,600,000		円 2,000	円 5,182,000	円 0	円 0	円 △400,000	円 5,408,000	円 174,000
			計	円 254,746,000	円 209,024,000	円 0	円 36,500,000	円 8,991,000	円 231,000	円 249,564,000	円 209,024,000	円 0	円 36,900,000	円 0	円 3,640,000	円 5,182,000	円 0	円 0	円 △400,000	円 8,991,000	円 △3,409,000

## 報告第15号

### 平成30年度岸和田市下水道事業会計 継続費精算報告書の報告について

平成30年度で継続年度が終了した事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

平成30年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年	全 体 計 画				実 績				比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					国 庫 補 助 金	企 業 債	出 資 金		損益勘定 留 保 資 金	国 庫 補 助 金	企 業 債		出 資 金	損益勘定 留 保 資 金	国 庫 補 助 金	企 業 債
1	1	下野ポンプ他更新工事 汚水ポンプ下水ポンプ改良費	29	円 48,000,000	円 24,000,000	円 21,600,000	円 2,400,000	円 38,730,000	円 19,365,000	円 17,400,000	円 1,965,000	円 9,270,000	円 4,635,000	円 4,200,000	円 0	円 435,000
			30	円 72,000,000	円 36,000,000	円 32,400,000	円 3,600,000	円 58,337,160	円 26,428,500	円 25,900,000	円 6,008,660	円 13,662,840	円 9,571,500	円 6,500,000	円 0	円 △ 2,408,660
			計	円 120,000,000	円 60,000,000	円 54,000,000	円 6,000,000	円 97,067,160	円 45,793,500	円 43,300,000	円 7,973,660	円 22,932,840	円 14,206,500	円 10,700,000	円 0	円 △ 1,973,660

## 報告第16号

### 平成30年度岸和田市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度岸和田市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.42	20.00
連結実質赤字比率	—	16.42	30.00
実質公債費比率	9.9	25.0	35.0
将来負担比率	38.2	350.0	—

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」と表示している。

## 報告第17号

### 平成30年度岸和田市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度岸和田市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	1.1	20.0

(注)資金不足比率は資金不足額がない場合、「—」と表示している。

議案第58号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 会計年度任用職員の給与等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の規定により任用される者（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 給与等とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び費用弁償をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び旅費をいう。

### (フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料月額、次に掲げるとおりとし、新たに給料表の適用を受けることとなった者の号給は、規則に定める初任給の基準に従い決定する。

- (1) 会計年度任用職員給料表1（別表第1）
- (2) 会計年度任用職員給料表2（別表第2）
- (3) 会計年度任用職員給料表3（別表第3）
- (4) 会計年度任用職員給料表4（別表第4）

### (地域手当)

第4条 フルタイム会計年度任用職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料月額に100分の6（会計年度任用職員給料表3の適用を受ける者においては100分の16）を乗じて得た額とする。

### (通勤手当)

第5条 市長は、通勤のため交通機関、自動車等を利用するフルタイム会計年度任用職員に対しては、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号。以下「給与条例」という。）第16条の規定による職員の通勤手当の例により通勤手当を支給することができる。

### (超過勤務手当)

第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対しては、給与条例第18条の規定による職員の超過勤務手当の例により超過勤務手当を支給する。

(休日給)

第7条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対しては、給与条例第19条の規定による職員の休日給の例により休日給を支給する。

(夜勤手当)

第8条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対しては、給与条例第20条の規定による職員の夜勤手当の例により夜勤手当を支給する。

(宿日直手当)

第9条 宿日直勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対しては、当該勤務に対して給与条例第23条の規定による職員の宿日直手当の例により宿日直手当を支給する。この場合において、宿日直手当の額は、規則で別に定める。

(期末手当)

第10条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員のうち規則で定めるものに対しては、期末手当を支給する。この場合においては、給与条例第25条第1項の規定を準用する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における給料月額及び地域手当の額に、給与条例第25条第2項の表以外の部分に定める率を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(旅費の支給)

第11条 緊急その他やむを得ない理由により出張を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対しては、職員旅費条例（平成10年条例第8号。以下「旅費条例」という。）の規定による旅費の例により旅費を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員 その者がフルタイム会計年度任用職員であるものとした場合において第3条及び第4条の規定を適用して得た額（以下この条において「基準月額」という。）に、当該者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（小数点以下の端数がある

ときは、これを四捨五入した額。以下次項において同じ。) (フルタイム会計年度任用職員であるものとした場合において第3条第4号の規定の適用を受ける者にあつては、別表第4に掲げる額)

(2) 時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員 基準月額を155で除して得た額

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員については、当該勤務に対する報酬を支給する。当該報酬の額は、給与条例第18条の規定による職員の超過勤務手当の例により算定した額とする。

3 祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員については、当該勤務に対する報酬を支給する。当該報酬の額は、給与条例第19条の規定による職員の休日給の例により算定した額とする。

4 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員については、当該勤務に対する報酬を支給する。当該報酬の額は、給与条例第20条の規定による職員の夜勤手当の例により算定した額とする。

5 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該勤務に対する報酬を支給する。この場合においては、第9条の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第13条 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員のうち規則で定めるものに対しては、期末手当を支給する。この場合においては、第10条の規定を準用する。

2 前項の場合において、第10条第2項中「それぞれの基準日現在における給料月額及び地域手当の額」を「規則で定める標準月額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償)

第14条 市長は、通勤のため交通機関、自動車等を利用するパートタイム会計年度任用職員に対しては、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、給与条例第16条の規定による職員の通勤手当の例により算定した額を費用弁償として支給する。

2 緊急その他やむを得ない理由により出張を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、旅費条例の規定による旅費の例により算定した額を費用弁償として支給する。

(勤務1時間当たりの給与又は報酬の額の算出)

第15条 第6条から第8条までの規定に基づき支給する手当の額又は第12条第2項から第4項までの規定に基づき支給する報酬の額を計算する場合における勤務1時間当たりの給与又は報酬の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

(1) フルタイム会計年度任用職員 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除して得た額

(2) 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員 第12条第1項第1号の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除して得た額

(3) 時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員 第12条第1項第2号の規定により計算して得た額

(給与又は報酬の減額)

第16条 会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条各号に掲げる会計年度任用職員の区分により算出した給与又は報酬の額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入した額）をそれぞれ減額する。

(給与等の支給方法)

第17条 会計年度任用職員の給与等の支給方法については、給与条例又は旅費条例の規定を準用する。

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(非常勤職員等の給与等に関する条例の廃止)

2 非常勤職員等の給与等に関する条例（平成23年条例第5号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表1

(単位：円)

号給	給料月額
1	142,600
2	143,700
3	144,900
4	146,000

5	147,100
6	148,200
7	149,300
8	150,400
9	151,500
10	152,900
11	154,200
12	155,500
13	156,800
14	158,300
15	159,800
16	161,400
17	162,700
18	164,200
19	165,700
20	167,200
21	168,600
22	171,300
23	173,900
24	176,500
25	179,200
26	180,900
27	182,600
28	184,300
29	185,800
30	187,600
31	189,400
32	191,100
33	192,700
34	194,500
35	196,300
36	198,100

37	199,700
38	201,500
39	203,300
40	205,100
41	206,800
42	208,600
43	210,400
44	212,200
45	213,600
46	215,400
47	217,100
48	218,900
49	220,600
50	222,300
51	223,900
52	225,500
53	227,000
54	228,700
55	230,300
56	231,900
57	233,100
58	234,600
59	236,000
60	237,300
61	238,600
62	239,800
63	240,800
64	242,000
65	243,300
66	244,500
67	245,700
68	247,000

69	247,900
70	249,300
71	250,700
72	252,200
73	253,600
74	255,000
75	256,400
76	257,700
77	258,900
78	260,200
79	261,600
80	262,900
81	264,100
82	265,200
83	266,500
84	267,800
85	268,800
86	269,900
87	271,200
88	272,500
89	273,500
90	274,500
91	275,400
92	276,500
93	277,600
94	278,600
95	279,500
96	280,500
97	281,100
98	282,000
99	282,700
100	283,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員給料表2

（単位：円）

号給	給料月額
1	174,200
2	176,100
3	177,900
4	179,800
5	181,700
6	183,200
7	184,700
8	186,200
9	187,800
10	190,200
11	191,700
12	193,300
13	194,900
14	196,400
15	198,000
16	199,700
17	201,300
18	203,000
19	204,600
20	206,200
21	207,800
22	209,400
23	210,900
24	212,500
25	214,200
26	215,900
27	217,100

28	218,900
29	220,600
30	222,300
31	223,900
32	225,500
33	227,000
34	228,900
35	230,500
36	232,000
37	233,600
38	235,100
39	236,800
40	238,300
41	239,900
42	241,200
43	242,700
44	244,300
45	245,700
46	247,200
47	248,700
48	250,000
49	251,400
50	252,900
51	254,600
52	256,300
53	258,100
54	259,700
55	262,000
56	263,900
57	265,700
58	267,800
59	269,600

60	271,500
61	273,400
62	275,500
63	277,600
64	279,600
65	281,700
66	283,700
67	285,700
68	288,000
69	290,200
70	292,500
71	294,600
72	296,600
73	298,900
74	301,200
75	303,400
76	305,400
77	307,700
78	309,900
79	312,200
80	314,300
81	316,400
82	318,600
83	320,700
84	322,700
85	324,700
86	326,700
87	328,700
88	330,500
89	332,600
90	334,600
91	336,700

92	338,100
93	340,000
94	341,900
95	343,800
96	345,500
97	347,400
98	349,300
99	351,100
100	353,000
101	354,800
102	356,600
103	358,300
104	359,700
105	361,000
106	362,400
107	363,800
108	365,100
109	366,000
110	367,100
111	368,200
112	369,000
113	369,900
114	370,800
115	371,700
116	372,600
117	373,400
118	374,200
119	375,000
120	375,700
121	376,400
122	377,100
123	377,800

124	378,300
125	378,900
126	379,500
127	380,200
128	380,600
129	381,300
130	381,900
131	382,500

備考 この表は、薬剤師、臨床検査技師、栄養士その他医療技術員及び外国語指導助手に適用する。

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員給料表3

（単位：円）

号給	給料月額
1	226,000
2	245,000
3	319,000
4	337,000
5	371,000
6	375,000
7	380,000
8	385,000
9	402,300
10	419,600

医師免許取得後の経験年数が10年以上の者の給料月額については、医師免許を取得した日から起算して9年を経過した日以後の経験年数に17,300円を乗じて得た額を加算して得た額を基本として、その職務及び業務の内容に応じ、市長が別に定める額とする。（その額が1,000,000円

を超えるときは、1,000,000円を支給する。)

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第3条関係）

会計年度任用職員給料表4

（単位：円）

号給	給料月額
1	280,000
2	300,000
3	325,000
4	330,000

備考 この表は、語学指導等を行う外国青年招致事業による外国語指導助手に適用する。

議案第59号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例

(岸和田市職員定数条例の一部改正)

第1条 岸和田市職員定数条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時に雇用される者」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された者」に改める。

第2条第2項中「及び派遣職員」を「、派遣職員」に改め、「除く。）」の次に「及び消防職員のうち初任教育期間中の職員及び救急救命士養成に係る研修中の職員」を加える。

(岸和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例(昭和26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「勤務地手当の合計額」を「地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 号)第12条第2項から第5項までに規定する報酬を除く。))」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成8年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第2号)の一部を次

のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 岸和田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第6条中「職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の表社会教育指導員の項を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第11条 職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(岸和田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第12条 岸和田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条の2第1項中「職員」の次に「(市立岸和田市民病院に常時勤務する職員で、一般職に属するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された者を除く。)をいう。)」を加え、同条第2項中「並びに臨時に雇用される者」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第60号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当  
に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例  
の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第25条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第26条第1項及び第30条第8項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第61号

岸和田市立福祉総合センター条例等の一部改正について

岸和田市立福祉総合センター条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立福祉総合センター条例等の一部を改正する条例

(岸和田市立福祉総合センター条例の一部改正)

第1条 岸和田市立福祉総合センター条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(3) 使用の目的が専ら営利であり、又は特定の営利事業の援助であると認めるとき。

別表第1項を次のように改める。

1 室使用料

区分	午前9時 ～ 午前12時	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時
	円	円	円	円	円	円
訓練室	1,500	1,800	1,500	2,600	2,600	4,500
アリーナ 全面	3,600	5,400	3,600	9,000	9,000	14,800
アリーナ 半面	1,800	2,700	1,800	4,500	4,500	7,400
研修室1	700	900	700	1,500	1,500	2,500
研修室2	700	900	700	1,500	1,500	2,600
活動室	400	500	400	1,000	1,000	1,500
大会議室 A	1,400	1,800	1,400	2,600	2,600	4,500
大会議室 B	800	1,000	800	1,500	1,500	2,600
講座室1	400	500	400	1,000	1,000	1,500
講座室2	400	500	400	1,000	1,000	1,400
工作室	500	600	500	1,200	1,200	1,700
諸芸室	600	800	600	1,500	1,500	2,300
会議室	600	800	600	1,500	1,500	2,200
交流室	400	500	400	1,000	1,000	1,500
和室	300	300	300	600	600	900

調理室	700	900	700	1,500	1,500	2,600
-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、室使用料の3倍の額を徴収する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。
- (2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

(岸和田市立保健センター条例の一部改正)

第2条 岸和田市立保健センター条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

- (3) 使用の目的が専ら営利であり、又は特定の営利事業の援助であると認めるとき。

第4条第2項を削る。

第5条中「前条第1項各号」を「前条各号」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

(単位：円)

室名	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	1,400	1,900	3,700

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の3倍の額を徴収する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。
- (2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

(岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正)

第3条 岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(事業)

第3条 公民館等は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講座等を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用に関すること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。
- (5) 各種の団体等の連絡に関すること。
- (6) 市民の集会その他の公共的利用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公民館等の設置の目的を達成するため教育委員会が必要と認める事業

第5条及び第6条を次のように改める。

(使用許可)

第5条 公民館等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要があると認めるときは、使用の条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備又は器具を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。

第11条及び第12条を削る。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

第9条中「公民館等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

第9条第1号中「第5条ただし書」を「第6条各号」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第9条に次の3号を加える。

- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたと認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において使用を停止し、又は使用許可を取り消すことが適当であると認めたとき。

第9条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条中「ただし書の場合において」を「の規定にかかわらず」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第7条 公民館等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

別表第1を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 室使用料

館名	室名	1時間につき
市立公民館・中央地区公民館	多目的ホール	500
	多目的室	200
	講座室1	200
	講座室2	200
	講座室3	200
	講座室4	100
	講座室5	100
	創作室	200
	実習室	200
	保育室	100
	和室	200
	陶芸室	100

市立公民館分館	多目的ホール 1	300
	多目的ホール 2	200
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	実習室	200
	保育室	200
	和室	200
	音楽室	100
春木地区公民館・春木青 少年会館	集会室	500
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	講座室 5	100
	実習室	200
	和室	200
	音楽室	100
葛城地区公民館	多目的ホール	400
	講座室 1	200
	講座室 2	100
	和室	200
光陽地区公民館	体育室	400
	講座室 1	200
	講座室 2	200
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	実習室	100
	和室	100
山滝地区公民館	集会室	500

	講座室 1	200
	講座室 2	100
	講座室 3	200
	実習室	200
	和室	100
城北地区公民館	集会室	700
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	200
	講座室 4	100
	実習室	200
	和室	200
大芝地区公民館	体育室	700
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	講座室 5	100
	講座室 6	100
	実習室	100
	和室	100
旭地区公民館	集会室	900
	講座室 1	300
	講座室 2	100
	創作室	100
	実習室	200
	保育室	100
	和室	100
	陶芸室	100
葛城上地区公民館	講座室 1	100
	講座室 2	100

	和室	200	
山直地区公民館	多目的ホール	1,000	
	多目的室 1	100	
	多目的室 2	100	
	講座室 1	200	
	講座室 2	200	
	講座室 3	200	
	創作室	200	
	実習室	200	
	保育室	200	
	和室	100	
	音楽室	100	
	陶芸室	100	
	光明地区公民館	多目的室	400
講座室 1		200	
講座室 2		100	
講座室 3		100	
講座室 4		100	
創作室		100	
実習室		200	
保育室		100	
和室		100	
音楽室		100	
陶芸室		100	
新条地区公民館		多目的ホール	400
		講座室 1	100
	講座室 2	200	
	創作室	200	
	実習室	200	
	保育室	100	
	和室	100	

	音楽室	100
	陶芸室	100
天神山地区公民館	多目的ホール	200
	多目的室	100
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	実習室	100
	和室	100
八木地区公民館	集会室	700
	講座室 1	300
	講座室 2	100
	創作室	100
	実習室	200
	保育室	200
	和室	100
常盤地区公民館	集会室	600
	講座室 1	300
	講座室 2	100
	講座室 3	200
	講座室 4	300
	創作室	100
	実習室	200
	保育室	100
	和室	100
	音楽室	100
大宮地区公民館	講座室 1	100
	講座室 2	200
	講座室 3	100
	和室	100

久米田青少年会館	集会室	300
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	実習室	100
	和室	100
箕土路青少年会館	集会室	400
	講座室 1	100
	講座室 2	100
	講座室 3	100
	講座室 4	100
	和室	100

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の3倍の額を徴収する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。
- (2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

## 2 設備使用料

(単位：円)

陶芸窯	1日につき	500
市立公民館分館多目的ホール可動椅子	1日につき	3,000
山直地区公民館多目的ホール可動椅子	1日につき	7,000

別表第2を別表とする。

(きしわだ自然資料館条例の一部改正)

第4条 きしわだ自然資料館条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書を削る。

第5条の見出し中「入館」を「入場」に改め、同条中「入館」を「入場」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) ホールの使用の目的が専ら営利であり、又は特定の営利事業の援助であると認め

るとき。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

きしわだ自然資料館多目的ホール使用料

区分	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
多目的ホール	1,100円	1,300円	2,600円

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の3倍の額を徴収する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。
- (2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(岸和田市立福祉総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の岸和田市立福祉総合センター条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。  
(岸和田市立保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の岸和田市立保健センター条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。  
(岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。  
(きしわだ自然資料館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後のきしわだ自然資料館条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用並びに使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用並びに使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

## 議案第62号

岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する条例及び岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正等について

岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する条例及び岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正等するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する条例及び岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例

(岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

(岸和田市幼稚園保育料条例の廃止)

第3条 岸和田市幼稚園保育料条例(平成27年条例第12号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第63号

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
について

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のとおり改正  
するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中「、氏、名」を「若しくは旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名、氏、名若しくは旧氏」に改め、「又は氏名」の次に「若しくは旧氏及び名」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「もの）」を「ものを含む。）」に改める。

第6条第1項第3号中「外国人住民にあっては、住民票に記録されている」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合）にあっては当該旧氏を、外国人住民に係る住民票に通称又は片仮名表記の記載がされている場合）にあっては当該」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（登録継続の請求）

第9条の2 氏に変更があった被登録者（その登録を受けた印鑑が当該変更の直前に称されていた旧氏及び名若しくは旧氏又は旧氏及び名の一部を組み合わせたものである者に限る。）であって、令第30条の14第1項の規定により住民票に当該変更の直前に称していた旧氏の記載の請求をし、又は同条第3項の規定により住民票に記載されている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更の請求をしたものは、当該印鑑の登録の継続を請求することができる。

2 前項の請求は、当該氏の変更に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出をした日の翌日から起算して60日を経過したときは、することができない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の請求について準用する。

第12条第1号中「氏名」の次に「（旧氏を含む。）」を、「通称」の次に「及び片仮名表記」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例第9条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に氏に変更があった被登録者（その登録を受けた印鑑が当該変更の直前に称されていた旧氏及び名若しくは旧氏又は旧氏及び名の一部を組み合わせたものである者に限る。）であって、施行日において当該氏の変更に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出をした日の翌日から起算して60日を経過しないものについても、適用する。

議案第64号

岸和田市立男女共同参画センター条例の一部改正について

岸和田市立男女共同参画センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

岸和田市立男女共同参画センター条例（平成30年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、必要があると認めるときは、使用の条件を付することができる。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用の目的が専ら営利であり、又は特定の営利事業の援助であると認めるとき。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

第8条中「ただし書の場合において、市長は、特別の理由」を「の規定にかかわらず、市長は、特に必要」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	1時間につき
室名	
	円
研修室1	100
研修室2	100
研修室3	400
実習室	200
多目的室	1,000

備考 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の3倍の額を徴収する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき。
- (2) 使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これらに類するものを徴収するとき、又は物品の販売その他これらに類する営利行為を行うとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市立男女共同参画センター条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

議案第65号

岸和田市立文化会館条例の一部改正について

岸和田市立文化会館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立文化会館条例の一部を改正する条例

岸和田市立文化会館条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 文化会館室等使用料

区分		基本料金					
		午前9時 ～ 午前12時	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
室名		円	円	円	円	円	円
ホール	平日	26,000	36,000	39,000	57,000	66,000	92,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	31,000	43,000	47,000	69,000	79,000	111,000
楽屋1		600	600	600	900	900	1,100
楽屋2		1,300	1,300	1,300	1,900	1,900	2,500
楽屋3		1,300	1,300	1,300	1,900	1,900	2,500
楽屋4		700	700	700	1,000	1,000	1,300
リハーサル室1		5,000	6,900	7,700	10,800	12,500	17,100
リハーサル室2		2,800	3,800	4,400	6,200	7,900	10,800
リハーサル室3		2,300	2,600	3,000	4,000	5,000	7,200
リハーサル室4		3,900	5,400	6,100	8,500	10,800	13,500
研修室		1,700	2,200	2,500	3,600	4,300	5,700
創作実習室1		1,300	1,500	1,700	2,600	2,800	3,800
創作実習室2		2,600	2,700	3,300	4,300	5,500	7,800
会議室1		1,200	1,500	1,700	2,600	2,800	3,800
会議室2		1,200	1,500	1,700	2,600	2,800	3,800
和室		1,200	1,500	1,700	2,600	2,800	3,800
視聴覚室		1,900	2,300	2,600	3,600	4,300	5,700
展示場		20,000					

備考

- 1 ホールを準備又は練習のために使用する場合は、平日に限り、基本料金の5割の

額とする。ただし、搬入、仕込み、調律、リハーサル、搬出等のために舞台のみを使用する場合に限る。

2 展示場を搬入、飾付け、搬出又は撤収のためにのみ使用する場合は、基本料金の5割の額とする。

3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

	「机、椅子、黒板		無料	
別表第2項第2号の表中	映写機（16ミリ、35ミリ）	1時間	3,000	を
	スライド映写機	1時間	500	
	シャワー室	1室	1,000	
「机、椅子、黒板	無料			に改める。
シャワー室	1室	1,000	」	
別表第2項第3号の表中	「テープレコーダー	1台	2,000	を
	DATレコーダー	1台	2,000	
	マイクスタンド		無料	
「テープレコーダー	1台	2,000		に改める。
マイクスタンド		無料	」	
別表第2項第5号の表中	「ビデオプロジェクター	1台	500	を
	プロジェクター	一式	1,000	
「ビデオ及びDVD一体型プ レーヤー	1台	500		に改める。
	プロジェクター	一式	1,000	
	移動型スクリーン	1台	100	

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の岸和田市立文化会館条例の規定は、令和2年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第66号

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市消防関係事務手数料条例（平成24年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号カの表中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第67号

岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する  
条例の一部改正について

岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部  
を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例及び岸和田市下水道条例の一部改正について

岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例及び岸和田市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例及び岸和田市下水道条例の一部を改正する条例

(岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(岸和田市下水道条例の一部改正)

第2条 岸和田市下水道条例(昭和43年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号中「アからエまで」を「アからオまで」に改める。

第6条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備工事業を適正に行うことができない者として、管理者が別に定めるもの

第6条の3第1項第4号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の10第2項第1号を次のように改める。

(1) 心身の故障により排水設備工事業を適正に行うことができない者として、管理者が別に定めるもの

第6条の10第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年9月14日から施行する。

議案第69号

岸和田市上水道事業給水条例の一部改正について

岸和田市上水道事業給水条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

岸和田市上水道事業給水条例（平成9年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「指定」の次に「及び指定の更新」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定は、法第25条の3の2に規定する指定の更新について準用する。

第11条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 議案第70号

### 令和元年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度岸和田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,464,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		422,297	108,791	531,088
	02 子ども・子育て支援臨時交付金	267,297	108,791	376,088
15 国庫支出金		17,346,002	111,560	17,457,562
	02 国庫補助金	1,575,747	111,560	1,687,307
16 府支出金		6,038,842	117	6,038,959
	02 府補助金	1,316,547	117	1,316,664
18 寄附金		601,100	1,520	602,620
	01 寄附金	601,100	1,520	602,620
19 繰入金		409,062	65,412	474,474
	01 基金繰入金	301,784	65,412	367,196
20 繰越金		43,636	12,079	55,715
	01 繰越金	43,636	12,079	55,715
21 諸収入		1,187,200	231	1,187,431
	04 雑入	839,307	231	839,538
22 市債		4,386,900	75,600	4,462,500
	01 市債	4,386,900	75,600	4,462,500
歳入合計		77,089,436	375,310	77,464,746

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		38,498,905	113,908	38,612,813
	02 児童福祉費	13,016,100	113,908	13,130,008
04 衛生費		7,022,624	11,020	7,033,644
	01 保健衛生費	1,582,852	11,020	1,593,872
07 商工費		958,565	2,600	961,165
	01 商工費	958,565	2,600	961,165
10 教育費		6,625,544	197,629	6,823,173
	01 教育総務費	660,388	500	660,888
	03 中学校費	577,340	82,374	659,714
	05 幼稚園費	1,700,049	108,347	1,808,396
	06 社会教育費	737,178	5,900	743,078
	07 保健体育費	1,229,926	508	1,230,434
13 諸支出金		41,915	50,153	92,068
	02 還付金	10,210	50,153	60,363
歳 出 合 計		77,089,436	375,310	77,464,746

## 第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
学習支援事業業務委託 (生活困窮者自立支援事業)	令和元年度から 令和4年度まで	千円 21,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業)	令和元年度から 令和4年度まで	千円 330,915	令和元年度から 令和4年度まで	千円 417,855

### 第3表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後								
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間	
児童福祉施設整備事業	千円 41,500		%以内	年以内	年以内			平成31年2月22日提出議案第28号3月22日可決	千円 43,000		%以内	年以内	年以内			
学校教育施設整備事業	23,200							平成31年2月22日提出議案第28号3月22日可決	97,300							

## 議案第71号

### 令和元年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,137,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 繰越金		1	5,362	5,363
	01 繰越金	1	5,362	5,363
歳入合計		18,131,766	5,362	18,137,128

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		17,826,383	5,362	17,831,745
	02 開催費	17,689,662	5,362	17,695,024
歳 出 合 計		18,131,766	5,362	18,137,128

## 議案第72号

### 令和元年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,428,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08 繰越金		1	398,939	398,940
	01 繰越金	1	398,939	398,940
歳入合計		17,029,910	398,939	17,428,849

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03 積立金		356	333,963	334,319
	01 積立金	356	333,963	334,319
06 諸支出金		3,501	64,976	68,477
	01 償還金及び還付加算金	3,501	64,976	68,477
歳 出 合 計		17,029,910	398,939	17,428,849

## 議案第73号

### 令和元年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度岸和田市上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度岸和田市上水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
検針、窓口・収納及び 量水器取替等業務委託	令和元年度から 令和4年度まで	401,150千円

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 議案第74号

### 令和元年度岸和田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度岸和田市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
	収	入	
第1款 資本的収入	811,200千円	60千円	811,260千円
第6項 寄附金	0千円	60千円	60千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,986,076千円	60千円	1,986,136千円
第1項 建設改良費	548,490千円	60千円	548,550千円

令和元年8月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第75号

平成30年度岸和田市下水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分について

平成30年度岸和田市下水道事業会計の未処分利益剰余金について、次のとおり処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 8 月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 減債積立金に 891, 897, 513 円を積み立てる。
- 1 資本金に 818, 022, 059 円を組み入れる。

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	422,297	108,791	531,088
15 国庫支出金	17,346,002	111,560	17,457,562
16 府支出金	6,038,842	117	6,038,959
18 寄附金	601,100	1,520	602,620
19 繰入金	409,062	65,412	474,474
20 繰越金	43,636	12,079	55,715
21 諸収入	1,187,200	231	1,187,431
22 市債	4,386,900	75,600	4,462,500
歳入合計	77,089,436	375,310	77,464,746

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 民生費	38,498,905	113,908	38,612,813
04 衛生費	7,022,624	11,020	7,033,644
07 商工費	958,565	2,600	961,165
10 教育費	6,625,544	197,629	6,823,173
13 諸支出金	41,915	50,153	92,068
歳出合計	77,089,436	375,310	77,464,746

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
57,730	36	1,500	54,184	458
0	0	0	20	11,000
0	0	0	0	2,600
53,830	81	74,100	56,338	13,280
0	0	0	0	50,153
111,560	117	75,600	110,542	77,491

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金 (項) 02 子ども・子育て支援臨時交付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金	422,297	108,791	531,088
02 子ども・子育て支援臨時交付金	267,297	108,791	376,088
01 子ども・子育て支援臨時交付金	267,297	108,791	376,088

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 子ども・子育て支援 臨時交付金	108,791	子ども・子育て支援臨時交付金	108,791 (子育て施設課)

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,346,002	111,560	17,457,562
02 国庫補助金	1,575,747	111,560	1,687,307
02 民生費国庫補助金	429,044	57,730	486,774
07 教育費国庫補助金	113,297	53,830	167,127

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
02 児童福祉費補助金	57,730	認定こども園施設整備支援事業費補助金 3,843 (子育て施設課) 特定教育・保育等支援事業費補助金 369 (子育て施設課) 子育て施設等利用料助成事業費補助金 53,518 (子育て施設課)
05 幼稚園費補助金	53,830	特定教育・保育等支援事業費補助金 939 (子育て施設課) 子育て施設等利用料助成事業費補助金 52,891 (子育て施設課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,038,842	117	6,038,959
02 府補助金	1,316,547	117	1,316,664
02 民生費府補助金	854,947	36	854,983
08 教育費府補助金	170,211	81	170,292

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費補助金	36	特定教育・保育等支援事業費補助金	36 (子育て施設課)
04 幼稚園費補助金	81	特定教育・保育等支援事業費補助金	81 (子育て施設課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	601,100	1,520	602,620
01 寄附金	601,100	1,520	602,620
03 指定寄附金	1,000	1,520	2,520

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 指定寄附金	1,520	教育総務費々途指定寄附金 500 (教育総務部総務課) 保健衛生費々途指定寄附金 20 (健康推進課) 社会教育費々途指定寄附金 1,000 (図書館)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	409,062	65,412	474,474
01 基金繰入金	301,784	65,412	367,196
12 財政調整基金繰入金	0	65,412	65,412

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 財政調整基金繰入金	65,412	財政調整基金繰入金	65,412 (財政課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	43,636	12,079	55,715
01 繰越金	43,636	12,079	55,715
01 繰越金	43,636	12,079	55,715

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	12,079	前年度繰越金	12,079 (財政課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 雑入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,187,200	231	1,187,431
04 雑入	839,307	231	839,538
03 雑入	838,571	231	838,802

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
03 雑入	231	幼稚園給食費負担金 231 (学校給食課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,386,900	75,600	4,462,500
01 市債	4,386,900	75,600	4,462,500
02 民生債	62,200	1,500	63,700
08 教育債	123,100	74,100	197,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉債	1,500	児童福祉施設整備事業債	1,500 (子育て施設課)
06 中学校債	74,100	中学校整備事業債	74,100 (学校管理課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	38,498,905	113,908	38,612,813	57,766	1,500	54,184	458
02 児童福祉費	13,016,100	113,908	13,130,008	57,766	1,500	54,184	458
02 子ども・子育て支援費	8,788,339	108,143	8,896,482	53,923	0	54,184	36
06 児童福祉施設費	92,634	5,765	98,399	3,843	1,500	0	422

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
20 扶助費	108,143	105400 特定教育・保育等支援 事業 (子育て施設課)	1,107	20 扶助費 扶助費	1,107 1,107
		111900 子育て施設等利用料助 成事業 (子育て施設課)	107,036	20 扶助費 扶助費	107,036 107,036
19 負担金、補助 及び交付金	5,765	093600 認定こども園施設整備 支援事業 (子育て施設課)	5,765	19 負担金、補助及び交付金 補助金	5,765 5,765

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,022,624	11,020	7,033,644	0	0	20	11,000
01 保健衛生費	1,582,852	11,020	1,593,872	0	0	20	11,000
04 母子保健費	264,356	20	264,376	0	0	20	0
06 葬儀運営費	47,812	11,000	58,812	0	0	0	11,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 備品購入費	20	028200 母子保健事業 (健康推進課)	20	18 備品購入費 庁用器具費	20 20
13 委託料	11,000	028600 斎場整備事業 (市民課)	11,000	13 委託料 調査・研究委託料	11,000 11,000

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	958,565	2,600	961,165	0	0	0	2,600
01 商工費	958,565	2,600	961,165	0	0	0	2,600
04 観光費	256,706	2,600	259,306	0	0	0	2,600



(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	6,625,544	197,629	6,823,173	53,911	74,100	56,338	13,280
01 教育総務費	660,388	500	660,888	0	0	500	0
04 教育基金費	49	500	549	0	0	500	0
03 中学校費	577,340	82,374	659,714	0	74,100	0	8,274
01 学校管理費	266,706	82,374	349,080	0	74,100	0	8,274
05 幼稚園費	1,700,049	108,347	1,808,396	53,827	0	54,439	81
01 幼稚園費	1,700,049	108,347	1,808,396	53,827	0	54,439	81
06 社会教育費	737,178	5,900	743,078	0	0	1,000	4,900
06 文化財保護費	19,718	4,900	24,618	0	0	0	4,900
08 図書館費	261,801	1,000	262,801	0	0	1,000	0
07 保健体育費	1,229,926	508	1,230,434	84	0	399	25
08 学校給食費	426,395	508	426,903	84	0	399	25

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
25 積立金	500	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課)	500	25 積立金 積立金	500 500
17 公有財産購入 費	82,374	054600 中学校管理事業 (学校管理課)	82,374	17 公有財産購入費 土地購入費	82,374 82,374
20 扶助費	108,347	105500 特定教育・保育等支援 事業 (子育て施設課)	2,565	20 扶助費 扶助費	2,565 2,565
		112000 子育て施設等利用料助 成事業 (子育て施設課)	105,782	20 扶助費 扶助費	105,782 105,782
13 委託料	4,900	060800 郷土資料等展示事業 (郷土文化課)	4,900	13 委託料 その他の委託料	4,900 4,900
08 報償費	200	062600 図書館運営事業 (図書館)	1,000	08 報償費 報償金	200 200
18 備品購入費	800			18 備品購入費 図書購入費	800 800
11 需用費	508	097400 学校給食運営事業 (学校給食課)	508	11 需用費 賄材料費	508 508

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	41,915	50,153	92,068	0	0	0	50,153
02 還付金	10,210	50,153	60,363	0	0	0	50,153
02 国庫支出金還 付金	0	39,177	39,177	0	0	0	39,177

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
23 償還金、利子及び割引料	39,177	086300 特別障害者手当等国庫負担金償還事業 (障害者支援課)	348	23 償還金、利子及び割引料 償還金	348 348
		090400 障害者虐待防止対策支援事業費国庫補助金償還事業 (障害者支援課)	118	23 償還金、利子及び割引料 償還金	118 118
		111600 障害者自立支援医療費国庫負担金償還事業 (障害者支援課)	5,861	23 償還金、利子及び割引料 償還金	5,861 5,861
		095600 子育て支援訪問事業費国庫補助金償還事業 (健康推進課)	754	23 償還金、利子及び割引料 償還金	754 754
		068300 母子福祉費国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	2,764	23 償還金、利子及び割引料 償還金	2,764 2,764
		086500 障害児通所支援給付費等国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	5,654	23 償還金、利子及び割引料 償還金	5,654 5,654
		100500 放課後児童健全育成事業費国庫補助金償還事業 (子育て支援課)	7,497	23 償還金、利子及び割引料 償還金	7,497 7,497
		104400 ファミリー・サポート事業費国庫補助金償還事業 (子育て支援課)	81	23 償還金、利子及び割引料 償還金	81 81
		068200 児童手当国庫負担金償還事業 (子育て給付課)	4,634	23 償還金、利子及び割引料 償還金	4,634 4,634
		068400 児童扶養手当国庫負担金償還事業 (子育て給付課)	647	23 償還金、利子及び割引料 償還金	647 647
		068500 母子家庭等対策費国庫補助金償還事業 (子育て給付課)	1,015	23 償還金、利子及び割引料 償還金	1,015 1,015

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 府支出金還付 金	0	10,976	10,976	0	0	0	10,976

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		090600 児童虐待・DV対策等 総合支援事業費国庫補 助金償還事業 (子育て給付課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 4 4
		096100 家庭児童相談事業費国 庫補助金償還事業 (子育て給付課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 7 7
		096300 子育て短期支援事業費 国庫補助金償還事業 (子育て給付課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 187 187
		100600 保育士等職員研修・育 成事業費国庫補助金償 還事業 (子育て施設課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 316 316
		100700 民間保育所運営支援事 業費国庫補助金償還事 業 (子育て施設課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 1,598 1,598
		100800 認定こども園運営支援 事業費国庫補助金償還 事業 (子育て施設課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 2,651 2,651
		104600 病児保育事業費国庫補 助金償還事業 (子育て施設課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 3,755 3,755
		104700 一時預かり事業費(幼 稚園型)国庫補助金償 還事業 (子育て施設課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 1,082 1,082
		111800 保育相談事業費国庫補 助金償還事業 (子育て施設課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 204 204
23 償還金、利子 及び割引料	10,976	111700 障害者自立支援医療費 府負担金償還事業 (障害者支援課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 5,852 5,852
		069200 生活保護費府負担金償 還事業 (生活福祉課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 3,742 3,742
		069500 母子福祉費府負担金償 還事業 (子育て支援課)	23 償還金、利子及び割引料 償還金 1,382 1,382

自 転 車 競 技 事 業 特 別 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	1	5,362	5,363
歳入合計	18,131,766	5,362	18,137,128

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 自転車競技費	17,826,383	5,362	17,831,745
歳出合計	18,131,766	5,362	18,137,128

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	5,362
0	0	0	0	5,362

2 歳 入

(款) 05 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
05 繰越金	1	5,362	5,363
01 繰越金	1	5,362	5,363
01 繰越金	1	5,362	5,363

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	5,362	前年度繰越金	5,362 (公営競技事業所)

3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 自転車競技費	17,826,383	5,362	17,831,745	0	0	0	5,362
02 開催費	17,689,662	5,362	17,695,024	0	0	0	5,362
01 通常開催競輪 費	16,242,369	5,362	16,247,731	0	0	0	5,362

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
19 負担金、補助 及び交付金	5,362	666700 地方公共団体金融機構 納付事業 (公営競技事業所)	5,362	19 負担金、補助及び交付金 交付金	5,362 5,362

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
08 繰越金	1	398,939	398,940
歳入合計	17,029,910	398,939	17,428,849

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 積立金	356	333,963	334,319
06 諸支出金	3,501	64,976	68,477
歳出合計	17,029,910	398,939	17,428,849

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	333,963
0	0	0	0	64,976
0	0	0	0	398,939

2 歳 入

(款) 08 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
08 繰越金	1	398,939	398,940
01 繰越金	1	398,939	398,940
01 繰越金	1	398,939	398,940

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	398,939	前年度繰越金	398,939 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 03 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 積立金	356	333,963	334,319	0	0	0	333,963
01 積立金	356	333,963	334,319	0	0	0	333,963
01 介護給付準備 基金積立金	356	333,963	334,319	0	0	0	333,963

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
25 積立金	333,963	703700 岸和田市介護保険給付 準備基金積立事業 (介護保険課)	333,963	25 積立金 積立金	333,963 333,963

(款) 06 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 諸支出金	3,501	64,976	68,477	0	0	0	64,976
01 償還金及び還付加算金	3,501	64,976	68,477	0	0	0	64,976
02 償還金	1	64,976	64,977	0	0	0	64,976

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
23 償還金、利子及び割引料	64,976	704700 介護保険償還事業 (介護保険課)	64,976	23 償還金、利子及び割引料 償還金	64,976 64,976

病 院 事 業 会 計

# 令和元年度 病院事業会計補正予算実施計画

## 資本的収入及び支出

### 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本的収入			千円 811,200	千円 60	千円 811,260	
	6 寄附金		0	60	60	
		1 寄附金		0	60	60

### 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本的支出			千円 1,986,076	千円 60	千円 1,986,136	
	1 建設改良費		548,490	60	548,550	
		2 資産購入費		300,100	60	300,160

## 資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資本的収入	811,200	60	811,260
項	6 寄 附 金	0	60	60

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 寄 附 金	0	60	60	1 寄 附 金
計	0	60	60	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
60	寄 附 金 60	

## 資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資本的支出	1,986,076	60	1,986,136
項	1 建設改良費	548,490	60	548,550

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
2 資産購入費	300,100	60	300,160	1 医療機器等購入費
計	548,490	60	548,550	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
60	医療機器等購入費	60

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(追加分)

(一般会計)

事項	限度額 千円	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳									
		期	金額 千円	期	金額 千円	特定財源			その他						
						国庫支出金 千円	府支出金 千円	地方債 千円	国庫支出金 千円	府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円		
学習支援事業業務委託 (生活困窮者自立支援事業)	21,000			令和元年度	0	令和元年度	0	3,500							3,500
				令和2年度	7,000	令和2年度	7,000								3,500
				令和3年度	7,000	令和3年度	7,000								3,500
				令和4年度	7,000	令和4年度	7,000	3,500							3,500

(変更分)

事項	限度額 千円	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳									
		期	金額 千円	期	金額 千円	特定財源			その他						
						国庫支出金 千円	府支出金 千円	地方債 千円	国庫支出金 千円	府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円		
変更前				令和元年度	0	令和元年度	0								0
	330,915			令和2年度	110,305	令和2年度	110,305								110,305
				令和3年度	110,305	令和3年度	110,305								110,305
				令和4年度	110,305	令和4年度	110,305								110,305
変更後				令和元年度	0	令和元年度	0								0
	417,855			令和2年度	139,285	令和2年度	139,285								139,285
				令和3年度	139,285	令和3年度	139,285								139,285
				令和4年度	139,285	令和4年度	139,285								139,285

(追加分) (上水道事業会計)

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	負 担 金 千円	損益勘定留保資金 千円
検針、窓口・収納及び 量水器取替等業務委託	401,150			令和元年度	0		
				令和2年度	135,998	67,999	67,999
				令和3年度	128,921	64,461	64,460
				令和4年度	136,231	68,116	68,115

## 2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額				
	補正前 の額	補正額	補正後 の額	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前 の額	補正額	補正後 の額		
				補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額					
1 普通債														
(1) 土木	1,099,812	△ 16,200	1,083,612	98,500		98,500	92,856		92,856	1,105,456	△ 16,200	1,089,256		
(2) 農林水産	181,251	△ 107,000	74,251	207,400		207,400	8,458		8,458	380,193	△ 107,000	273,193		
(3) 教育	5,489,652	672,401	6,162,053	22,500	74,100	96,600	362,661		362,661	5,149,491	746,501	5,895,992		
(4) 公営住宅	1,229,329	△ 144,800	1,084,529	272,100		272,100	94,028		94,028	1,407,401	△ 144,800	1,262,601		
(5) 消防施設	1,535,355	△ 14,359	1,520,996	31,100		31,100	229,180		229,180	1,337,275	△ 14,359	1,322,916		
(6) 会館	5,427,441	△ 52,300	5,375,141	66,900		66,900	962,809		962,809	4,531,532	△ 52,300	4,479,232		
(8) 都市計画	8,691,005	712,900	9,403,905	744,700		744,700	1,829,627		1,829,627	7,606,078	712,900	8,318,978		
(9) 保育施設	380,781	△ 9,000	371,781	26,400		26,400	26,292		26,292	380,889	△ 9,000	371,889		
(10) その他	1,118,482	△ 26,457	1,092,025	127,800	1,500	129,300	52,934		52,934	1,193,348	△ 24,957	1,168,391		
計	25,175,392	1,015,185	26,190,577	1,601,100	75,600	1,676,700	3,661,662		3,661,662	23,114,830	1,090,785	24,205,615		
2 災害復旧債														
(2) 農林水産	1,300	6,300	7,600							1,300	6,300	7,600		
(3) 教育	238,510	△ 77,600	160,910				24,706		24,706	213,804	△ 77,600	136,204		
(4) 会館	139,200	△ 25,700	113,500				12,750		12,750	126,450	△ 25,700	100,750		
(5) 図書館	54,100	△ 6,300	47,800				5,410		5,410	48,690	△ 6,300	42,390		
(6) その他	47,700	△ 21,200	26,500				4,760		4,760	42,940	△ 21,200	21,740		
計	503,345	△ 124,500	378,845	0	0	0	49,161		49,161	454,184	△ 124,500	329,684		
3 その他														
(2) 臨時財政対策債	34,101,256	△ 2,957	34,098,299	2,690,000		2,690,000	2,165,532		2,165,532	34,625,724	△ 2,957	34,622,767		
計	38,756,754	△ 2,957	38,753,797	2,785,800	0	2,785,800	2,963,106		2,963,106	38,579,448	△ 2,957	38,576,491		
一般会計計	64,435,491	887,728	65,323,219	4,386,900	75,600	4,462,500	6,673,929		6,673,929	62,148,462	963,328	63,111,790		
合計	68,854,495	887,728	69,742,223	6,754,100	75,600	6,829,700	8,146,321		8,146,321	67,462,274	963,328	68,425,602		